第

151

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 8月12日

株式会社 船井総合研究所 編集発行人 | 株式会社FPシミュレーション (機能・鍵土 三車侖 /厚/二

取締役三上

元

TEL:06-314-3901

TEL:06-946-8011

親族間における「金銭の貸借」

Q:長男が家を買うというのでお金を貸す のですが、贈与と認定されないか心配です。 どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A: 父親が息子の取得する住宅の資金を提 供するのはよくあること。この取引が「返還 を約束した」金銭消費貸借となるのか、金銭 を与える贈与となるのかの区分を事前に行っ ておく必要があります。なぜなら贈与と認定 されると贈与税が発生する恐れがあるからで す。

さて、金銭の貸借契約は、返還が前提です ので、支払条件としては銀行や勤務先など第 三者から借入れをした場合に決められるよう な条件で契約することが必要です。「ある時 払い」や「出世払い」は認められませんし、 長期の据置期間を設けることや常識をはずれ た長期の返済期間は認められません。

返済条件も借主の返済能力を十分に考慮し て決めることです。

次に利息の支払いですが、民法上の法定利 率は5%となっています。使用人が法人から 住宅資金を借り入れた場合の経済的利益は3 %の利率を負担していればよいとされていま す。金銭貸借の目的、貸借時の金利水準等を 勘案して決定することになるでしょう。

上記のことをふまえた上で、きちんと「金 銭消費契約書」を作成することです。契約書 は金銭の授受と同時に作成し、「確定日付」 を公証人に押してもらうことも必要でしょう。









発行所:株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区農人橋1-4-31-603 FAX:06-946-8727